

令和4年  
第6回南九州市農業委員会 会議録

1. 日 時 令和4年6月29日(水) 午後2時～

2. 場 所 南九州市颯娃保健センター

3. 出席委員(18人)

会長	1番	松村 孝徳			
会長職務代理	2番	永山 明美			
委員	3番	福元 三徳	4番	桑代 純一	5番 松永 克生
	6番	吉崎 久男	7番	六反田 達郎	8番 松藺 勝郎
	9番	梶山 俊孝	10番	東垂水 勝秀	11番 今市 範男
	12番	本木下 裕一	13番	宮原 俊郎	14番 月野 貴大
	15番	池田 慎	16番	下之門 信洋	17番 東垂水美智子
	18番	雪丸 泰親			

4. 欠席委員(1人) 19番 大隣 初美

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第30号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第6 議案第31号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第32号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第8 議案第33号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第9 議案第34号 非農地証明願いについて
- 日程第10 議案第35号 辞任に対する意見決定について
- 日程第11 その他

- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志  
農政係長 赤崎 美行  
農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘

## 7. 会議の概要

開 会 午後2時

事務局長 御起立願います。  
「一同 礼」  
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。大隣委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は18名で、会議の定足数に達しております。これより令和4年第6回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の102頁を御覧いただきたいと思ひます。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

さい。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、14番 月野委員、15番 池田委員を指名し、会議書記に赤崎農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。  
お諮りします。本会議の会期は、本日6月29日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。5筆～15筆でございます。  
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が62件ございました。  
貸人は、指宿市の〇〇〇〇さん、借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。  
貸人主導によるもの5件、借人主導によるもの57件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが30件となっております。地目の内訳は、田30筆 25,619㎡、畑88筆 104,652㎡の合計118筆 130,271㎡で、穎娃地域28件、知覧地域7件、川辺地域27件です。  
なお、各筆一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。  
以上で説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

**農政係長** 資料は 17 頁からで、今回は、再認定 9 件であります。  
一覧表は 18 頁からになります。  
再認定 9 件の個別表は、資料の 19 頁からになりますので、お目通しをお願い致します。  
以上で報告事項の説明を終わります。

**議 長** 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

**委 員** 「なし」の声あり

**議 長** 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

**議 長** 次に、日程第 5 議案第 30 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。梶山委員お願いします。

**梶山委員** 報告いたします。22 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 23 頁から 25 頁になります。

申請人は、南さつま市の ○○○○です。

申請地は、颯娃町○○字○○ ○○○○番、畑 1,660 m<sup>2</sup>で、○○○自治会北側に位置します。

平成 20 年 10 月に○○○○から経営を引き継いだ際には既に豚舎が建築されており、現在も使用していることから、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側は畑に、東側、南側、西側は既存豚舎敷地に接しています。

現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で既設水路へ放流し、ふん尿は周囲の農地等に十分に配慮し適正な処理を行い、日照・通風等については緩衝地を設けているので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして審議番号 2 番です。関連資料は 26 頁から 28 頁になります。

申請人は、颯娃町○○の ○○○○さんです。

申請地は、颯娃町○○字○○ ○○○○番、畑 884 m<sup>2</sup>で、○○○自治会南側に位置します。

申請人は、申請地近隣で和牛 450 頭を飼育しており、規模拡大を図るため

に、既存牛舎に隣接する申請地に牛舎を増築しようとすることから、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側，東側，西側は畑に，南側は畑，既存牛舎敷地に接していません。

現状のままで利用するが，ブロック積を行うので土砂流出等の恐れはなく，雨水は溜枡を介して既設水路へ放流し，ふん尿は周囲の農地等に十分に配慮し適正な処理を行い，日照・通風等については，緩衝地を設けるので，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長           ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長       補足説明いたします。

審議番号1番，2番の用途区分変更につきましては，申請目的が，養畜の業務のため，営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから，やむを得ない変更であると判断されます。審議番号1番につきましては，平成20年10月に〇〇〇〇から経営を引き継いだ際には既に豚舎が建築されていたことから，2番につきましては，申請地近隣で和牛450頭を飼育しており，規模拡大を図るための申請であることから代替地の検討はしていないとのことです。

なお，審議番号1番につきましては，畑かん給水施設の更新事業が施工された土地であることから，南薩土地改良区からの指導により申請がなされたものです。

また，審議番号2番につきましては，同時に5条転用許可申請がなされております。

以上で補足説明を終わります。

議 長           只今，現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長           質問，御意見はございませんか。

委 員           「なし」の声あり

議 長           質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第30号 農業振興地域整備計画変更（案）については，申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第30号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第6 議案第31号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。30㊦～31㊦の3条所有権移転10件でございます。  
譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外の申請です。  
地目の内訳は、田5筆 3,255㎡、畑18筆 20,604㎡の合計23筆 23,859㎡で、理由につきましては、規模拡大6件、受贈2件、その他2件です。  
10a当たりの取引価格につきましては、田が324千円、畑が260千円から497千円です。  
10a当たりの取引価格の平均としましては、田が324千円、畑が380千円でございます。  
地域別では、颯娃地域3件、知覧地域5件、川辺地域2件です。  
なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました32㊦～38㊦の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。  
以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。  
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第31号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

**議長** 次に、日程第7 議案第32号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から報告をお願いします。梶山委員をお願いします。

**梶山委員** 報告いたします。40ページの審議番号1番です。関連資料は41ページから43ページになります。

譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 884 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会南側に位置します。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振用途区分変更で報告しましたので省略します。なお、一部工事が行われていたので、始末書が提出されている状況です。

以上で報告を終わります。

**議長** 次に、松菌委員をお願いします。

**松菌委員** 報告いたします。審議番号2番です。関連資料は44ページから46ページになります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、枕崎市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 301 m<sup>2</sup>で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で稲作を営む農業者であり、近くの精米所がなくなり自身を含め住民も不便であることから、申請地を譲り受けて、精米施設を設置し、併せて駐車場を整備しようとするものです。

申請地の北側は堤防に、東側は雑種地、宅地に、南側は田に、西側は市道に接しています。

土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

**議長** ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。

一般基準につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分に応じた許可基準につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用区域内にある農地であり、養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

審議番号2番につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に2つ以上の公共施設が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

以上のことから、申請がなされた2件の転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

なお、審議番号1番は、農用区域内農地に区分されるため、農振用途区分変更見込みの段階で、県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第32号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、所有権移転設定のうち1件について申請どおり許可し、1件については、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって議案第32号に係る案件については、所有権移転設定のうち1件について申請どおり許可し、1件については、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長

次に、日程第8 議案第33号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利

用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

## 農地係長

説明いたします。49 号を御覧ください。「所有権移転」です。  
譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん成年後見人〇〇〇〇さん、譲受人は、  
穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 4 件です。

畑 7 筆 17,739 m<sup>2</sup>で、理由につきましては、全て規模拡大です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、畑が 200 千円から 512 千円です。

10 a 当たりの取引価格の平均としましては、畑が 311 千円でございます。

地域別では、穎娃地域 4 件、知覧地域 1 件です。

続きまして、51 号～81 号の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、  
穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 160 件です。

設定面積は、田 82 筆 58,810 m<sup>2</sup>、畑 250 筆 274,155 m<sup>2</sup>の合計 332 筆  
332,965 m<sup>2</sup>で、穎娃地域 48 件、知覧地域 38 件、川辺地域 75 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、  
件数が 80 件、設定面積は、田 42 筆 33,746 m<sup>2</sup>、畑 138 筆 137,228 m<sup>2</sup>  
の合計 180 筆 170,974 m<sup>2</sup>で、穎娃地域 5 件、知覧地域 34 件、川辺地域 41  
件となっております。

続きまして、83 号～87 号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、相続人代表〇〇〇〇  
さん、設定を受ける者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん外 25 件です。

設定面積は、田 8 筆 8,191 m<sup>2</sup>、畑 45 筆 37,239 m<sup>2</sup>の合計 53 筆 45,430  
m<sup>2</sup>で、穎娃地域 1 件、知覧地域 20 件、川辺地域 5 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、  
件数が 16 件、設定面積は、田 2 筆 4,351 m<sup>2</sup>、畑 26 筆 21,199 m<sup>2</sup>の  
合計 28 筆 25,550 m<sup>2</sup>で、穎娃地域 1 件、知覧地域 14 件、川辺地域 1 件と  
なっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本  
構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、ま  
た事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認  
められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られているこ  
とを確認しております。

以上で説明を終わります。

## 議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問，御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第33号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る，所有権移転と賃貸借利用権設定並びに使用貸借利用権設定の全案件について，申請どおり適当意見とすることに，御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第33号に係る案件については，申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 次に，日程第9 議案第34号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず，現地調査員の報告を求めます。永山委員お願いします。

永山委員 報告いたします。89 分の審議番号1番です。関連資料は90 分から92 分になります。

申請人は，鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は，穎娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番，田 356 m<sup>2</sup>で，〇〇〇自治会北側に位置します。

申請人の父が生前から管理できなくなり，一時期は地元の方に管理をお願いしていましたが，その方も管理できなくなり，竹，雑木が生い茂り山林の状態まで現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり，周囲の状況からみて，今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして審議番号2番です。関連資料は93 分から95 分になります。

申請人は，兵庫県加古川市の〇〇〇〇さんです。

申請地は，穎娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番，畑 223 m<sup>2</sup>で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人の父が管理していましたが高齢のため耕作できなくなり，10年以上にわたり管理が行き届かないまま，竹，雑草が生い茂り原野の状態まで現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり，周囲の状況からみて，今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、今市委員お願いします。

今市委員 報告いたします。審議番号3番です。関連資料は96頁から98頁になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 1,811 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会西側に位置します。

申請人の父が生前、杉を植林したもので、その後50年以上にわたり生育し、管理が行き届かないまま山林の状態です。農地への復元は著しく困難であり、周囲の状況からみて、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、99頁の市の非農地に係る取扱基準第5条第2号イ)ウ)の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数、原野については雑木、雑草等の植生の状態を考慮した上で、3件ともに、農地への復元は著しく困難であるとともに、周囲の状況からみて、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第34号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 34 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第 10 議案第 35 号 辞任に対する意見決定についてを議題とします。  
事務局に提案説明をいたさせます。

農政係長 資料は 101 号です。桐木平推進委員より、一身上の都合により辞表が提出されたところでございます。

辞任につきましては、「農業委員会等に関する法律」第 23 条に「推進委員は正当な事由があるときに、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されております。

農業委員会の同意は、総会出席委員の過半数の賛成により議決されることになっておりますので、審議をお願いいたします。

また、辞任の同意が得られた場合ですが、推進委員の補充につきましては、現在募集をしているところです。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。  
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 35 号 辞任に対する意見決定については、辞任に同意することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 35 号については、辞任に同意することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

本木下委員 (竹の駆除について情報提供)

若松推進委員

借りていた畑に茶を植えて、作れなくなって第3者に貸す場合、上物のお茶は植えた方の資産だがどうすればいいのか皆さんにお聞きしたい。

下之門委員

借りた人が植えたのであれば、伐根して返すのが当然ですが、後は当人同士で解決するしかないのではないですか。

今市委員

私は、小作料と茶樹代と別にやっています。

事務局長

3人で話し合いをして、最終的に誰が伐根するのも決めたほうがいいと思います。

本木下委員

このようなケースが今後でてくると思われますので、茶業振興会にルール作りをお願いしてみてもどうでしょうか。

永山委員

植えた人と今度耕作する人と話し合えばいいと思います。

仁田尾推進委員 (畑かん施設の賦課金についての意見あり)

議 長

他にございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長

(今後の日程について連絡する。)

議 長

只今の件について、質問はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和4年第6回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長

「一同礼」

閉 会 午後 3 時 15 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 14 番 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 15 番 \_\_\_\_\_